

## 「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し

2026年3月18日

株式会社三菱 UFJ 銀行 森 浩志

事前の議決権の行使がなされた場合における決議の合理化について、実務を踏まえて以下の意見を述べる。

上場会社における株主総会では、一般的に数十人から数百人の株主が参加しており(多いところでは数千人)、賛否を拍手によって諮っているという会社がほとんどであるが、どの株主が実際に拍手をしたかということ(例えば、ある株主は第〇号議案の採決時に拍手をするのを忘れていた、また、ある株主は頷いていたけれど拍手はしていなかった等)をチェックすることは不可能である。

実際には、多くの上場会社において、株主総会当日の議決権の賛否について以下のようにカウントしているものと理解している。

1. 事前の書面による議決権行使状況及び会社に対する委任状の提出状況を株主総会の開催前に確認し、賛成票をカウントしておく。
2. 当日出席した株主(会社に対する委任状の提出によって出席扱いとされる株主を除く)については、事前に書面による議決権行使をしていたとしても、当日の議決権行使が優先されるため、当日の出席が確認できた段階で、一旦、賛否未定の白票状況に戻す。
3. 当日の賛否表明は拍手によって行うことがほとんどだが、誰が実際に拍手をしたかということのカウントすることは不可能であり、実際、拍手数のカウントは行っていない。
4. 賛否を集計するにあたり、当日現実に出席した株主のうち、明確に当日の賛成行為(拍手)が確認できた大株主や、会社側のいわゆる与党株主の当日の議決権行使は賛成票にカウントする場合もあるが、それ以外の当日出席株主の議決権行使は、安全を見て賛成票にはカウントしない会社が多い。なお、会社に対して委任状を提出している株主は賛成票としてカウントする。
5. すなわち、(事前の議決権行使賛成数+会社に対する委任状提出議決権数)－当日出席株主議決権数[会社に対する委任状の提出によって出席扱いとされる株主を除く] $>50\%$ (or  $2/3$ )である場合に、カウントすらない拍手によって決議を成立させており、その要件を満たさない場合は正確に当日に議決権をカウントしている。

6. 当日の投票をカウントすることになった場合は、マークシートなどの投票用紙を配布してカウントする場合が多い。

以上のとおり、ほとんどの上場会社(9割以上)においては、このようなカウント方法によって、形骸化した拍手による決議方法によって決議成立がなされている。ほとんどの会社においては、当日の実出席株主の議決権数によっては絶対に決議がひっくり返らない状況の中で、動議対応や決議取消リスクを恐れながら、不必要なコミュニケーションを極力避けるように抑制しながら株主総会の運営を行っている会社が多く、その準備も含めて社会経済的コストは膨大なものとなっている。

なお、仮に事前の議決権行使等によって決議成立が明白な状況であっても、株主総会当日に説明を聞いたうえで議決権行使をする株主の権利を保護すべきだという意見も想定されるが、冒頭決議成立方式ではなく現在の株主総会実務においても、そのような株主の権利行使期待権をすべからず保護することは実務的に困難であり、ほとんどの場合無意味である。そもそもカウントすらしていない。もちろん、賛否が拮抗している場合や、当日に大株主が現実に出席して当日の投票行動しだいで賛否が分からなくなるような状況では、説明や質疑を尽くした後で決議がなされ、議決権のカウントも正確になされることになる。そのような場合は、株主の当日議決権行使期待権は当然保護されることになり、これは、仮に冒頭決議成立方式が導入された場合であっても変わりがない。

また、決議の結果が確定している場合であっても、株主総会当日に「決議取消しの訴えというプレッシャーのある中で経営陣に質問する権利」が保障されるべきであるという考えもありうる。しかしながら、決議の結果が確定している状況において株主に対して株主総会当日に「決議取消しの訴えというプレッシャーのある中で経営陣に質問する権利」を与えるのは、過剰な武器の付与であり、「314条の説明義務違反というプレッシャーのある中で経営陣に質問する権利」を与えるのが合理的であると考え。株主総会冒頭に決議が成立した場合においても、会社法314条の説明義務等は存在し、取締役の説明義務違反もしくは不十分な説明を行う取締役の資質の問題として将来の取締役再任等において考慮されるべきものだと考えられる。

本法改正の結果、事前の賛成議決権行使及び会社に対する委任状提出を踏まえれば、当日の実出席株主による議決権行使を踏まえても決議の成立が明確である場合は、株主総会冒頭に決議を成立させたうえで、その後の株主総会の運営を株主に対する説明・質疑応答の場等とすることによって、株主総会をより活発な株主とのエンゲージメントの場とすることを期待したい。

ところで、上記の実務を踏まえると、現在のB案において、

「事前の議決権の行使の期限までに、事前の議決権の行使(株主総会に出席した株主がしたものを除く。)により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たした場合」

ということが要件となっているが、

「事前の議決権の行使の期限までに行使された議決権(株主総会に出席した株主(会社に対する委任状の提出によって出席扱いとされる株主を除く)がしたものを除く。)及び会社に対する委任状の提出により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たした場合」

と修正することが妥当であると考える。

さらに(後注)の記載も同様に修正するか、もしくは、以下のように修正することも考えられる。

「株主総会の目的である事項に掛かる議案について、事前の議決権行使及び会社に対して提出された委任状により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たし、かつ、株主総会に出席した者による議決権行使によっても株主総会の決議の結果が変わらないことが確認できた場合において、株主総会の議長がその旨を宣言したときは、当該議案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす」

以上